

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定（概要）

株式会社サポート・システム（以下「甲」という。）と荒川 道子（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、別表に掲げる派遣先の各業務に従事する対象派遣社員に適用する。

2 対象派遣社員については、派遣先が変更されることが想定され、中長期的なキャリア形成を行い、所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象派遣社員について、一労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象派遣社員の賃金は、基本賃金（以下、「基本給」という。）、退職手当、通勤手当、時間外割増手当、深夜・休日割増手当、とする。

I 派遣社員の賃金の比較対象となる「基準賃金」について

（基準賃金）

第 3 条 対象派遣社員の基本給決定の際の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」（以下「基準賃金」という。）は、別表に掲げる派遣先の各業務毎に、以下の①～④の各号に準じて算出し、記載する。

①比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年 7 月 8 日職発 0708 第 2 号「令和 2 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める別添 1「平成 30 年賃金構造基本統計調査」または別添 2「職業安定業務統計の求人賃金」の中から、対象派遣社員の業務内容に最も適合する職種と能力・経験調整指数、を選定し、その一般賃金（時給）を確認した。なお別添 2 は、当該業務内容に最も適合する職種を選定するため、大分類～小分類まで使い分けた。

②①で確認した金額に対して、対象派遣社員が勤務する派遣先の事業所所在地を管轄する公共職業安定所の地域指数を乗じる。（小数点以下を切り上げる。）

③一般労働者の退職手当相当額として、②で算出した金額にその 6 %相当額を加算する。（小数点以下を切り上げる。）

④通勤手当が定額支給される場合は、③で算出した金額に対して、一般労働者の通勤手当に相当する額（以下、「一般通勤手当」という。）である 72 円（時給）を加算する。

(「基準賃金」の算出例)

| 派遣先 | 業務内容 | ①統計職種 職業安定統計使用 (25 一般事務) | ②地域指数 HW 池田 (大阪府) (×1.05) | ③退職手当 65 円加算 (6%相当) | ④交通費 72 円加算 (一般通勤手当) |
|-------|------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 〇〇製作所 | 一般事務 | 1026 円 (基準 0 年) | 1078 円 | 1143 円 | 1215 円 |

II 派遣社員の賃金

(基本給)

第 4 条 対象派遣社員の基本給は、別表のとおり、派遣先の各業務毎に、以下の各号に掲げる基準等を考慮のうえ決定し、記載する。

- ①前条で確認した各業務毎の基準賃金と同額以上となるように、時給で設定する。
- ②対象派遣社員の基本給は、その能力や経験などにより相対的に判断して、以下の 3 区分にランク分けする。交通費加算前の金額をベースにして係数を乗じて算出する。

基本給 A ランク：能力・経験調整指数 0 年 (係数 1.000)

1. 担当業務について、上長の指示・指導を受けながら業務遂行できること
2. トラブルやクレーム発生時は、上長に的確な報告ができ、指示を仰いで適切な対応ができること

基本給 B ランク：能力・経験調整指数 3 年 (係数 1.319)

1. 朝礼やミーティング時等に業務上の連絡事項を伝達できること
2. 担当業務に精通し、部下育成ができること
3. 部署の会議に出席して職場の課題を共有できること
4. 年に 3 回程度、日常業務の改善提案が行える

基本給 C ランク：能力・経験調整指数 10 年 (係数 1.635)

1. 部署の予算や目標管理の責任と権限を有すること
2. 他部署との連携や社外との渉外業務に従事できること
3. B ランクの業務に 5 年以上従事して、業務改善や人事業務ができること

基本給ランクイメージ（事務業務の例）

| 基本給 ランク | 派遣社員賃金 | | 基準賃金 以上 | 基準賃金 | 能力・経験 調整指数 |
|------------|--------|-----------------|------------|-------------------------|-----------------|
| | 業務内容 | 基本給額 (交通費含む) | | HW 池田 (交通費定額支給) | |
| A | 事務担当 | 1220 円～ | ≥ | 1215 円 (1143 円+72 円) | 0 年 (1.000) |
| B | 事務係長 | 1580 円～ | ≥ | 1580 円 (1508 円+72 円) | 3 年 (1.319) |
| C | 事務課長 | 1950 円～ | ≥ | 1941 円 (1869 円+72 円) | 10 年 (1.635) |

基本給ランクイメージ（保育業務の例）

| 基本給 ランク | 派遣社員賃金 | | 基準賃金 以上 | 基準賃金 | 能力・経験 調整指数 |
|------------|--------|-----------------|------------|------------------|-----------------|
| | 業務内容 | 基本給額 (交通費実費) | | HW 淀川 (交通費実費) | |
| A | 保育士 | 1180 円～ | ≥ | 1177 円 | 0 年 (1.000) |
| B | 保育リーダー | 1560 円～ | ≥ | 1553 円 | 3 年 (1.319) |
| C | 主任保育士 | 1930 円～ | ≥ | 1925 円 | 10 年 (1.635) |

（退職手当）

第 5 条 対象派遣社員に対して、基本給の 6 % の額を前払い退職金として基本給に加算する。

（通勤手当）

第 6 条 対象派遣社員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、徒歩または自転車のみで通勤する場合を除く。

- 2 対象派遣社員の通勤手当を定額で支給する場合は、一般通勤手当 72 円（時給換算額）以上となるように支給する。

（時間外労働手当、深夜・休日労働手当）

第 7 条 対象派遣社員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第 34 条に準じて、労働基準法の定めに従って支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 対象派遣社員の賃金は、派遣社員就業規則の第32条のとおり、各人の職務内容や責任の程度を考慮し、第4条から第7条に基づき定める。また、昇給については、同規則第35条のとおり、当人の技能・技術・資格・経験などにより相対的に判断し、第4条の定めにかかわらず昇給する場合がある。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、利用できる設備など、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、派遣社員就業規則第31条に定めるとおり、派遣先の各職務毎に定めるキャリアアップ教育計画書に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

令和2年 3月31日

甲 常務取締役 井上 祐介

乙 従業員代表 荒川 道子

※別表を含む協定書原本につきましては、当社各拠点事務所に備え付けておりますので、当社営業担当者を通じてご連絡頂きますよう宜しくお願いします。